

総務文教委員会

平成26年9月10日（水）

総務文教委員会

日 時 平成26年9月10日(水) 午前10時00分開会—午後1時51分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 道工委員長、反保副委員長、鍛冶、奥野、田島、中原、辻下
小川副議長、竹内監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 竹原、出口、豊田

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長
保井まちづくり戦略室長、古谷総務部長
四至本財政改革部長、中田教育次長、西企画政策監
岸野総務部理事兼財政改革部理事兼まちづくり戦略室理事
岸本危機管理監、廣田(節) 会計管理者
萬谷教育委員会事務局副理事兼青少年センター所長兼生涯学習課長
阪本総務部副理事兼人権推進課長、相馬財政改革部副理事兼財政課長
廣田(尚) まちづくり戦略室人事担当課長、寺田企画政策担当課長
川端危機管理担当課長、今坂総務課長
澤財政改革部税務課長兼行革推進課長
福井教育委員会事務局学校教育課長
山路教育委員会事務局指導課長
中村教育委員会事務局文化センター所長
天野教育委員会事務局淡輪公民館長
向井教育委員会事務局淡輪幼稚園長
内山教育委員会事務局学校教育課係長
南総務課総務管理係長、中田会計課会計係長

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

道工委員長 総務文教委員会を開会します。

本日の出席委員は7名、全員出席です。理事者についても全員出席でございます。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより総務文教委員会を開きます。

9月3日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案7件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。なお、私が質疑、討論するときは副委員長に委員長の職務をかわっていただき、委員長席のまま質疑、討論することをご了承お願い申し上げます。

議案第45号「平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について担当課から説明を求めます。

寺田企画政策担当課長 それでは、総務文教委員会資料の1ページをごらんください。

平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件のうち、総務文教委員会に付託されました歳入予算につきましてご説明いたします。

14国庫支出金、2国庫補助金、総務管理費補助金としまして、1,191万2,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、社会保障税番号システム改修費として、平成27年10月からのマイナンバー制度の施行に伴い、システム改修が必要となる住民基本台帳、地方税務、統合宛名、障害者福祉、児童福祉、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金の各システムの改修作業における経費と中間サーバープラットフォームの利用に係る負担金について、総務省及び厚生労働省より社会保障税番号制度システム改修費補助金が交付されることから、新たに予算措置するものです。

続きまして、15府支出金、3委託金、統計調査費委託金としまして、52万2,000円の増額補正を行うものです。

内容としましては、平成26年度全国消費実態調査を行うために所要の経費として交付される指定統計調査委託金を新たに予算措置するものです。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 続きまして、18繰入金、1基金繰入金、財政調整基金繰入金

といたしまして、2,508万4,000円の増額補正を行うものでございます。

内容といたしましては、本補正予算編成に伴う財源調整でございます。

今坂総務課長 続きまして、2特別会計繰入金、3多奈川財産区特別会計繰入金としまして、67万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、小島集会所の3階の会議室の空調機が壊れたため、取りかえるために充当するものでございます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 21町債、1町債、3教育債、小学校債としまして、400万円を増額補正するものです。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきますが、淡輪小学校運動場防球ネットの老朽化が著しく、また既存フェンスは高さが低いため、隣接する民家にボールが飛び込むことがないように改修する工事に充当するものです。

以上、当委員会付託分としまして、歳入合計4,218万8,000円を計上するものであります。

今坂総務課長 続きまして、歳出に入ります。資料の2ページをごらんください。

2総務費、1総務管理費、4財産管理費、集会所維持補修費の機械器具費としまして、67万円の増額補正を行うものです。

内容としましては、小島集会所3階会議室の空調機器が故障により使用できない状態であり、取りかえるものです。この空調機器は昭和63年に製造されたものであり、製造後26年を経過しております。メーカーに故障の原因を調査させたところ、プリント基板が壊れたことによるものです。しかし、現在、そのプリント基板の生産が終了し、在庫がない状況でありますので、取りかえを行うものです。

また、この集会所の会議室は自治会などの会議が頻繁に行われております。10月の秋祭りを控え、使用も多くなることから、早急に取りかえ工事を行う必要がありますので補正するものです。なお、財源につきましては、歳入でも申し上げましたとおり、多奈川財産区特別会計の繰入金を充当するものです。

寺田企画政策担当課長 続きまして、2総務費、1総務管理費、社会保障税番号制度導入事業としまして、補正予算額2,422万2,000円を増額補正するものです。

はじめに、社会保障税番号制度、マイナンバー制度について簡単に説明させていただきます。平成27年10月から、国民の皆様一人ひとりに12けたのマイナンバー、個人番号が通知されます。また、平成28年1月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策

の行政手続で利用することができます。マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する社会的基盤として導入するものです。

それでは、内容について説明させていただきます。

歳入でも説明しましたが、1点目として、住民情報システム改修委託料として、2,324万1,000円を増額補正するものです。国において、マイナンバー制度関連四法の成立、公布に伴い、市町村の関連するシステムの仕様が国から示されましたので、改修する経費を計上しております。

続きまして、同じく2点目として、社会保障税番号制度中間サーバー負担金について、98万1,000円を増額補正するものです。こちらにつきましては、多くの地方公共団体において、個別業務分野ごとに情報システムを構築しており、業務上、必要な他分野の情報についての円滑な利用が困難な状況となっているため、地方公共団体において、番号制度の導入により、新たに情報連携の活用ができることとなり、地方公共団体情報システム機構が運営する中間サーバーについて、国において、整備に係る経費負担金が示されましたので、増額補正するものです。なお、改修委託料及び負担金については、総務省、厚生労働省から補助金を充当しております。

澤財政改革部税務課長兼行革推進課長 続きまして、2徴税费、2賦課徴収費、町民税過誤納返還金248万6,000円、また、固定資産税過誤納返還金33万6,000円を増額補正するものです。

内容といたしましては、本年4月に修正申告に伴い生じた個人住民税の還付金額が152万3,600円、また6月には確定申告により算出した法人税割額が前年の予定申告額を下回ったことにより、差額分を還付する必要がある法人が5法人あり、法人税割還付合計金額が83万3,500円、以上が主な要因となり、今後、還付が生じた場合、町民税過誤納返還金の決算額に不足が生じる見込みとなっております。

また、固定資産税におきましても、7月に法人の償却資産の賦課更正に伴う還付金額が44万1,900円、また8月には個人住宅の賦課更正に伴う還付金額29万9,800円、以上が主な要因となり、固定資産税過誤納返還金につきましても、決算額に不足が生じる見込みとなっております。今後、還付金が発生した場合に、速やかな還付事務を行う必要があることから、過去の還付実績等をもとに算出しました年度末に必要な見込まれる額としまして、町民税過誤納返還金248万6,000円、固定資産税過誤納返還金33万6,000円の増額補正をするものです。

寺田企画政策担当課長 続きまして、2総務費、5統計調査費、指定統計調査費といたしまして、補正予算額52万2,000円を増額補正するものです。

内容としましては、統計調査員報酬として、42万2,000円を増額補正するものです。歳入でも説明させていただきましたが、平成26年度全国消費実態調査を行うために必要な所要の経費になっております。

全国消費実態調査とは、家計の現状と推移を所得、消費、資産の3つの面から明らかにする統計調査で、全国の世帯の中から一定の統計上の抽出方法に基づいて選ばれます。5年ごとに実施され、平成26年度は大阪府の町村では、岬町、島本町、千早赤阪村が調査対象となりました。本年5月下旬に調査対象区が通知され、2人以上の世帯と単身世帯について、岬町では24世帯の調査を実施することとなりました。調査については、調査員を市町村の推薦を受け、大阪府が任命します。調査員の報酬については、調査単位区の確定に伴い、人数、及び日数が決定されます。岬町では、調査員2名が31日間調査する予定です。

続きまして、普通旅費ですが、調査に必要な事務連絡及び事後の報告について、府庁までの旅費として、2万9,000円を増額補正するものです。

続きまして、消耗品費として、統計調査に必要な事務用品等の購入として、7万1,000円を増額補正するものです。なお、統計調査員報酬、普通旅費、消耗品費については、全額大阪府より委託金として交付されます。

福井教育委員会事務局学校教育課長 10教育費、2小学校費、小学校改修事業費としまして、540万円を増額補正するものです。

内容としまして、先ほど歳入でもお答えさせていただきましたが、淡輪小学校の運動場に設置している北側防球ネットの一部は、昭和52年のグラウンド整備当時に設置されたもので、老朽化により傾きが出てきたため倒壊の恐れもあります。また、既存のネットは約5メートルの高さであるため、昨年4月より、スポーツ少年団の野球部も使用しているので、隣接の住居にファールボールが飛び込むことも多く、かわらや窓に当たると割れることが予想されるため、高さ8メートルのフェンスに改修するものであります。

なお、財源につきましては、歳入でも申しましたとおり、事業費の75%相当額を地方債で充当するものでございます。

4幼稚園費、幼稚園維持補修費としまして、53万4,000円を増額補正するものです。

内容につきましては、淡輪幼稚園遊戯室で7月4日に保護者が会議をしていたところ、天井裏で落下音がしました。調査をしたところ、天井裏の屋根裏のコンクリート片の一部が落下していました。また、複数の箇所でもコンクリート張りのひび割れ箇所もあることがわかりました。そのため、ひび割れ箇所を接着処理し、ほかの箇所でも再び落下が起り、天井を突き抜ける恐れがあるために、落下防止用にネットを天井部分に張るものでございます。

続きまして、資料の2ページから3ページをごらんください。

6保健体育費、共同調理場、維持補修費としまして、120万6,000円を増額補正するものです。

内容としましては、岬中学校調理場は平成9年度、給食センターは平成15年に設立しました。設立して以降、毎日稼働していますので、各施設の設備は消耗度も著しく、毎年修理部品も増えております。その中で計画的に修理をしていますが、この4月当初より、給食センター機械室内の貯湯槽の温度調節に影響のある電動弁が故障し、お湯が高温になり過ぎて、洗浄するときにやけどを負う恐れがあり、修理を先行したことや、給食センター洗浄室の蒸気減圧弁の故障により、高温の蒸気が出て、調理を行うのに支障を及ぼすため、先行して修理をしたことや、調理浄化槽内の放流ポンプ及び配管が老朽化により故障し、修理を先行したことなど、計画以外で緊急な修理を先行したため、この先行修理した金額を今回、増額補正することにより、下半期に対応するものであります。

以上、当委員会付託分としまして、歳出合計3,537万6,000円を計上するものであります。

続きまして、地方債補正でございます。起債の目的の小学校整備事業の補正前限度額170万円を、補正後限度額570万円に変更するものです。

道工委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 まずはじめに、淡輪小学校の防球ネットについては適切な処置が図られるようでありますので、安全対策にも十分お気をつけをいただいて、設置を進めていただきたいと思います。

お聞きしたいのは、マイナンバー制度についてなんですが、先ほど説明をお聞きしたところによりますと、かなりたくさんの種類のシステム改修が必要になりますね。それで、歳出のところを見せていただくと、この事業に対して、一般財源も必要になってくるとい

うことでありますけれども、このマイナンバー制への移行については、国政上で決められたことでありますので、それに従って進めていくということでしょうが、そういうことであるならば、国からもう少し必要な経費をきちんと手当してもらいたいんじゃないのかなど、私なんかは思うんですけど、その点についてはいかがかなど。財源的な保証の問題。

それからもう一つ、導入に当たっての財源のことが今、この補正予算で計上されているということだと思うのですが、システムというのは維持管理等、これからお金がまた必要になってくるということになりますので、地方としては今後の負担ということも気がかりな点だと思うんですね。そのあたりの今後の経費についても、見通し等があればお聞かせいただきたいと思います。

道工委員長 寺田課長。

寺田企画政策担当課長 岬町においては、委員おっしゃるように、補助金の額と情報システム改修費の額が乖離している状況にあります。通常であれば、補助金が満額、10分の10補助金の部分と、3分の2の補助金の部分の種類に分れます。総務省と厚生労働省から補助金をいただくんですけど、3分の2の残りの3分の1というのは、本来であれば、地方交付税と特別地方交付税として交付され、100%の補助を受けるというのが原則であります。

ただ、今回なぜ、金額が満額いただけないかというのにつきましては、国が団体規模ごと、システム類型ごとに標準的な改修経費を算出し、これを上限額としているものです。ちなみに岬町では、改修費としまして2,772万1,800円の改修費に対して、歳入としまして1,917万8,331円、割合として69.2%の交付率となっております。先ほど言いましたが、補助対象経費は、システム改修費の中で国が指定しておりまして、この乖離額が854万3,469円あります。このうち、補助対象外経費として567万6,480円あります。この補助対象経費、補助対象外経費につきましては、国が定めた法律なので、10分の10ないしは特別交付税で算定されるよう、国のほうに要望書を出している次第です。全国的に見ても、この乖離率が高いものですので、市長会、町村長会から国に対して要望を行っているところです。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今後のことは保井さんが。

保井まちづくり戦略室長 国等に対しまして、上限額の見直しというのが、委員ご指摘のように

懸念事項に我々もなっていると思います。それにつきまして、既に要望もしているところ
ですけれど、今後も町長みずから国のほうに要望していく予定です。

道工委員長 町長。

田代町長 補足させていただきます。先ほど中原委員がおっしゃるとおり、これは国が決めた制
度であって、10分の10、当然これは100%国の補助で対応すべきであるということ
から、先ほど保井から説明があったとおり、現在、市長会と町村会と連名で国に、これに
ついての上限を設けないでほしいと。10分の10、全額をできるだけ補助対象にしてほ
しいと申し入れております。当分の間、この要望活動を続けていきたいということになっ
ておりますのでご理解を賜りたいと思います。

道工委員長 中原委員。

中原委員 要望活動も続けておられるということですが、恐らく要望活動については当面の
こと、導入に当たってのことかなと思うんですけど、その先の維持管理に係る部分につ
いて少し見通しがあれば。

道工委員長 寺田課長。

寺田企画政策担当課長 維持管理につきましては、確かに導入コストとしまして、国におきまして
は、年間300億円とかという報道記事もあります。また、維持管理につきましても68
億円程度、必要と出ております。岬町においても、今回、仕様が決まりましたが、全ての
改修経費が現在のところまだ定まっておりません。仕様ができ次第、さらに当初予算、並
びに平成28年、また民間の参入によりまして、システム改修が必要となってくる場合も
ございますので、その都度、国の動向次第で予算措置したいと考えております。

道工委員長 よろしいですか。ほかの委員はどうですか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

中原委員。賛成ですか、反対ですか。

中原委員 賛成しにくいという。反対ですね。

道工委員長 反対ですね。どうぞ。

中原委員 先ほどちょっと申し上げましたが、説明をお聞きしていて、緊急に必要なものと認めら
れるものもたくさんありますし、中でも小学校の整備事業については、私も現場を確認さ

せていただいて、適切に処置がされたと評価をしているところではあるんですけども、先ほどお聞きをしておりましたマイナンバー制度の導入にかかわって、今後のことに大きな不安を感じる場所がありますので、賛同というわけにはいかないと考えているものがあります。

先ほど、必要経費について質疑をさせていただきまして、岬町としても主体的に要望活動を行っておられるということも確認をさせていただきました。全国的にも小規模自治体ほど負担としては重くなるという傾向もあるようですので、その要望活動については、必要に応じて行っていただきたいと。

財政的な面からはそのように考えるものでありますけれども、マイナンバー制度そのものについて、私自身はプライバシーの保護の問題や、先ほど少し言及されましたが、民間への利用の問題等で、住民に対するさまざまな懸念があると考えている立場でありますので、このマイナンバー制度の導入そのものに賛成しかねるという立場であります。

賛同しかねるということであります。

道工委員長 続いて、討論はございませんか。賛成ですか。

田島委員。

田島委員 私は質疑は入っていませんけれども、委員の質問、理事者の答弁等々聞き及んだところ、やはり、今回のこの補正の部分については、特に教育問題について、この施設の老朽化、いろんな部分があるのをこの補正で一応、防止策をやっているということの評価するし、そして淡輪小学校の防球ネットの部分も、これは早急にやるべきことを当然やったということ私を私は認識しておりますので。

それで、共同調理場の部分ですけども、これも一応、心配はしているんですね。やはり安全安心な食材を提供する場でそういう危険な調理器具が、もう耐用年数が過ぎているのかどうかわかりませんが、やはり子どもたちに安全な給食を提供するには、これは緊急補正をして、そういうものに対応していただくということについては、私は反対ではなく、これは大いに財政を突っ込んで、そうしてそういう施設、そして教育面も、もう少し力を入れていただきたいという考えで賛成といたします。

道工委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第45号「平成26年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

道工委員長 挙手多数であります。

よって、議案第45号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第48号「平成26年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、議題といたします。

本件について、担当課から説明を求めます。

今坂総務課長 委員会資料の4ページをごらんください。

「平成26年度岬町多奈川財産区補正予算（第1次）の件」につきまして、ご説明申し上げます。

まず歳入です。3繰入金、1基金繰入金、1多奈川地区財産区基金繰入金としまして、67万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、繰出金に充当するための財源調整です。

次に歳出です。2諸支出金、2繰出金、1繰出金としまして、67万円の増額補正を行うものです。

内容につきましては、小島集会所空調機器取りかえに係る経費を一般会計に繰り出しするものです。

以上、当委員会付託分計としまして、67万円です。

道工委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

道工委員長 ないようですので質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

道工委員長 ないようですので討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第48号「平成26年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、原案のとおり、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第48号は本委員会において可決されました。

議案第53号「平成25年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入・歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の5ページから9ページをごらんください。

質疑はございませんか。

それでは、議長からどうぞ。

奥野議長。

奥野委員 1点だけ確認させてください。9ページの危機管理担当のところの中で、岬消防署駐車場使用料、36万6,000円、まず、これはどういう使用料なのか教えてください。

道工委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 岬消防署駐車場使用料についてご説明させていただきます。経緯としまして、平成24年度まで阪南岬消防組合での岬消防署であったため、阪南署員、岬署員の駐車場使用料については、阪南岬消防組合の歳入として取り扱っておりました。平成25年度からは泉州南消防組合が設立され、駐車場使用料の取り扱いについては、各市町で取り扱いが異なるため、消防署については行政財産として取り扱い、各市町で歳入として駐車場使用料をいただくこととなっております。

奥野委員 結構です。

道工委員長 よろしいですか。

続いて、中原委員。

中原委員 ちょっと説明がしにくいのですが、予算の段階では国庫支出金の中に国土調査費補助金という項目があったかなと思っていて、96万円というお金だったのかなと思うのですが、それが見受けられないので、何か載っている場所が変わったのか、事業に何か変更があったのか、確認をさせていただきたいと思います。

それから、委員会資料7ページの府支出金にかかわってお尋ねをいたします。

総合相談事業交付金と、交付金が2種類ありまして、予算と少し乖離があるというか、

増額して収入されているようでありますので、その理由をお示しいただきたいと思います。
道工委員長 理事者、どなたですか。

今坂課長。

今坂総務課長 1点目の国土調査費補助金につきましては、平成26年度より土木下水道課へ移管
しておりますので、管轄が事業委員会に移っております。

道工委員長 阪本副理事。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 府支出金の総合相談事業の交付金、人権相談事業の105万3,
000円ですが、予算的には支出の218万7,000円を組んでおりますが、国からの
交付金が105万3,000円という形になっております。

道工委員長 調定額はその額やということですか。

寺田課長。

寺田企画政策担当課長 当初予算を組む場合に、平成23年度の交付金の決算額に対して、80%
の率を掛けて、当初予算額を組みます。それで、実績報告につきましては、各3事業ある
んですけど、その相談事業の実績報告に基づき申請をしまして、交付決定されますので、
増額されたという形になります。

また、各人権推進課、産業振興課、企画政策課につきましては、当初予算の段階で、事
業費の見込みを出しまして、それぞれ案分して予算計上するものです。

道工委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員。

中原委員 先ほど、国からとおっしゃったかと思うんですけど、これは府からということですか。
きちんと訂正をしておいてください。

道工委員長 寺田課長。

寺田企画政策担当課長 失礼しました。府からです。

道工委員長 中原委員。

中原委員 先ほどの予算との乖離の理由について説明をいただいたんですけど、ちょっと理解し
にくいのですが。といいますのは、お金の計算の仕方というのは、外から示されたものに
基づいて、もう計算されて、出されてくるということだと思っておりますが、実績報告に基づ
くとおっしゃいましたので、増額に結びつくような実績があったと。例えば、相談の数だ
とか、何か質が向上されたとか、そういうことがあつての増額なのか、そういう実績報告
にかかわって増額されたということがあれば、お聞きしておきたいと思っております。

それから、さっきの国土調査費補助金のことなのですけれども、今年度から土木で水道課に所管が変わったということを聞いたんですが、今、審査させてもらっているのは、昨年度の決算ですね。昨年度の事業にかかわって、昨年度については、この国土調査にかかわるお仕事としては本委員会の範囲内ではないのかなと思うのですけれども、やっぱりもうこの時点で審査をしている今は今年度になっちゃうので、もう変わってしまうのですか、範囲が。なるほど。それは存じ上げませんでした。

道工委員長 理事者、はっきりと答弁してください。

総務部長。

古谷総務部長 昨年度の事業なりの件でございますけれども、組織の変更とかで所管がえもございますし、また人事異動等で担当者が丸っきり変わってしまうというケースもまああるんですけれども、これまでの決算審査の中では、新しい部署で昨年度の決算審査のお答えをさせていただくということにしております。

道工委員長 よろしいですか。中原委員の質問に対して、理事者。

阪本副理事。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 府の交付金の考え方なんですが、制度の見直しがされまして、待っていても相談事業というのは来られない方がおられます。家庭のほうに訪問とか電話による訪問に対して、考え方が府のほうは変わってきましたので、訪問を重視しましたのが増額になった要因でございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今の制度の見直しにかかわることでもう少しお聞きしますが、訪問を重視するというところで考え方が少し変わった、シフトしたということかなと思うのですけれども、そうしますと、相談件数が増えたというか、そういうことになったから増額されたということなのでしょうか。

それからもう一つ、新たな質問なんですけれども、同じ7ページの中に、当初、予定されていた事業として、町有地の売り払いというのが予定されていたと思うんですけど、予算の段階でですが、その収入としては、ここへ上がって来ていないようなので、売れなかったのかなと思ったりして見ていたんですけど、そのことについても確認をさせていただきたいと思います。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 町有地の売り払いの件なんですけれども、年2回、土地の売り払いを実施しておりま

すが、結局、購入される方がおられなかったという形で、実績がゼロでございます。

道工委員長 阪本副理事。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 相談事業の交付金ですが、基準の考え方が再構築されまして、その再構築というのが、先ほどご説明させていただいたように、家庭訪問、家庭に訪問して相談を受けるという項目が点数の割合が高くなりまして、それが増額になった要因でございます。

道工委員長 中原委員、よろしいですか。

他にございませんか。

田島委員。

田島委員 5ページの部分で、徴税の固定資産税の部分で、この家屋の部分で不納欠損というのは24万8,000円、どのような理由で不納欠損にされているのかと、そして、滞納処分繰越で、これも不納欠損が261万2,753円あるんですけれども、不納欠損の理由をお答え願いたいですけれど。

道工委員長 澤課長。

澤財政改革部税務課長兼行革推進課長 先ほど、ご質問がありました不納欠損の理由についてですが、まず、不納欠損につきましては、地方税法第15条の7で規定されておりまして、その中でまず、滞納処分することができる財産がないとき、また、その生活を著しく窮迫するとき、また、処分する財産とか、その本人の所在が不明であるときという場合につきましては執行停止を行いまして、3年を経過した場合、15条の7の第4項により、消滅するということになっております。その15条の7の第4項について、執行停止しました固定資産税につきましては、現年につきましてはないんですけれども、滞納繰越分につきましては24件ということで不納欠損しております。

もう一つ地方税法15条の7の第5項の規定がありまして、これにつきましては、徴収金を徴収することができないことが明らかである場合、本人の所在がつかめないというような状況にありますと、15条の7項の5項で不納欠損ということになります。この規定の対象となりますのが、現年では50件となっております。滞納繰越では151件となっております。

最後の一つは、地方税法の第18条の第1項の規定による不納欠損でございます。これにつきましては、執行停止後、5年の時効が完成した場合に不納欠損になるケースでございます。これにつきましては、現年につきましてはゼロ件、滞納繰越分につきましては、

46件ございます。ということで、固定資産税につきましては、現年が50件、滞納繰越分につきましては221件となっております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 今、説明していただいたんですけど、これからやはり高齢化が進んで、いろいろ持ち家についても、当然、もう維持管理ができないと。そういう部分が多々増えてくるはずですね。これ現在、家屋の部分についても、収入未済額が793万6,958円と、こういう金額が、恐らく払いたくても払えない事情があるということが多々起きてきて、15条の部分から全部、教えてくれたんですけども、これは恐らく払えない状態と、回収できないと、そういう事態に陥りますので、当町、空き家、空き地条例も施行されて、これからどんどんいいほうに条例を施行したんですから、執行していただきたいので、この収入未済額の七百何がし、これは家屋ですけども、土地の部分についても、これを一番心配するわけですね。これから高齢化して、年金暮らしになれば、土地は持っている、家は持っている、それでも国民年金ではよう払わんと。そういう方がどんどん増えてきますので、この部分については、将来的に何とか対応できるような税の徴収を検討していただきたいと、これは要望しておきます。これについては。

道工委員長 要望ですね。

田島委員。

田島委員 そして、6ページの小学校給食保護者負担金滞納分ですけども、この分も心配するのは、給食費を滞納するということは、現代社会では考えられないことだけれども、これ、小学校56万3,000円、中学校53万4,000円、これはどんな理由で滞納されているのかな。生活困窮であるのか、それとも、ぶっちゃけ、払わんというような形か、内容がわかればちょっと、支障がない限り、答弁願いたいんですけども。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 ただいまの委員のご質問ですが、滞納分につきましては、当町も調査をしているところではございます。生活困窮により払えない方もございますし、また、在宅訪問を頻繁に行っているのですが、不在のために今のところコンタクトがとれないとか、それでも手紙などで、本人に投函しても無反応であるとかいうこともございますので、鋭意努力しまして、また何度も訪問しまして、今後とも滞納の分については減額になるように頑張っていきたいと考えております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 保護者の気持ちもあるけれども、子どもとしたら、やはり自分の給食代ぐらい払ってほしいなというような考えの子どもさんもおると思うんですわ。逆に、親がずさんな日常生活をしていたら、子どももいいかげんにしてやと、そういう考え方の子ももおりますので、やはり、この給食費を滞納するということは、子どもさん自体も傷づく場合もありますので、一つこの滞納の部分についても足を運んで、大変な作業だけれど、納めてくださいということに理解を求めるように、ちょっと足を多く運んでいただきたいと、これも要望しておきます。

もう1点だけ。

道工委員長 田島委員。

田島委員 ちょっと教えてほしいんですけど、8ページの繰入金の中で、岬ゆめ・みらい基金繰入金の部分、これはどういう部門の基金に当たるのか、そして、この基金はどこまで運用できる所管のものか、ちょっと教えてほしいのですけれども。

道工委員長 寺田課長。

寺田企画政策担当課長 岬ゆめ・みらい基金繰入金の件ですが、まず、ふるさと納税という形で、岬町に寄附をいただきます。その寄附金につきましては指定寄附ということで、目的に応じた寄附内容がございまして、例えば、教育、福祉、そういう分野に寄附をいただいております。これにつきましては、ホームページ等で、今は全国的にもこういう寄附につきましては、特産品等でかなり税収が減少する中、寄附金によりまして税収を確保するという施策に変わってきておりまして、岬町においても特産品を設けまして、地域振興の観点、及び観光の観点から特産品を売り出しまして、また岬町のいいところを知ってもらうということでホームページ等で募集しております。

これについて、寄附金をいただきまして、基金にその寄附金を積み立てておりまして、その積み立てた寄附金において、充当先を寄附者が決めるんですけど、教育に使ってくださいとか、福祉に使ってください、岬町の場合は大阪マリンフェスティバルの指定寄附というのもございまして、ちなみにこの198万6,560円につきましては、大阪マリンフェスティバルの指定寄附に128万円、健康推進事業としまして20万8,560円、深日港の活性化イベントに充ててくださいということで、49万8,000円の寄附となっております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 わかりました。これは一応、目的の寄附の基金ですな。ということは、岬、「ゆめ」

と「みらい」と基金という、すばらしいネーミングですけれども、仮に私が高齢者の中に入って、グラウンドゴルフをしているとしますわね。そしたら、グラウンドゴルフ、もうちょっと活性化してもらって、やはり医療問題の解消のために、元気に老人がなってもらうために、そういうグラウンドゴルフの発展のためにという、そういうような部分には使えないわけですか。いろんな生涯学習とか、そういう部分について。

道工委員長 寺田課長。

寺田企画政策担当課長 福祉で使ってくださいという形で指定寄附をいただきますので、一般会計のほうで事業を組みまして、この目的を達成するための寄附ということで、使用は可能だと思っております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 そしたら、そういう要望なり、そういうお願いをすれば、検討していただけるということになるのでしょうか。

道工委員長 寺田課長。

寺田企画政策担当課長 予算要求の段階で、寄附をいただいた歳入に対して、歳出につきましては、我々、企画部門でありますので、例えば、予算をつけるのは原課福祉の部門であれば、そこ調整して、可能かどうかというのは検討させていただきます。

道工委員長 西政策監。

西企画政策監 ちょっと補足をさせていただきます。

この、岬ゆめ・みらい寄附金につきましては、岬ゆめ・みらい基金条例を設けております。この中で対象の事業といたしまして、今、寺田のほうから説明させていただきましたが、子育てに関する事業、福祉に関する事業、教育に関する事業、環境に関する事業、その他目的の達成のため、町長が必要と認める事業、5事業を寄附の目的対象として定めさせていただきます。

寄附を受けるときには、寄附者から、例えば、子育てということであれば、子育ての欄にチェックをいただいて、寄附をいただき、それを基金の中で、分野別に積立させていただいているという内容になっております。

その財源につきましては、各担当課でそれぞれ事業を組んでおりますので、また、相談をさせていただいて、必要に応じて充当させていただくという形をとらせていただいております。担当でいろいろ事業を考えていただければと思いますが、それに合わせて、またご相談させていただいて、充当させていただくという形で考えております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 趣旨がわかりました。目的の寄附ということで、また今後、そういう相談を持っていく
と思いますので、その節は一つよろしくお願ひしたいと思います。結構です。

道工委員長 ほかに。

鍛冶委員。

鍛冶委員 徴税の件でちょっとお聞きしたいのですけれども、滞納繰越分に対して収入未済額が多
いように思うんです。町民税が、滞納繰越分が三千八百幾らです。対して、2,600万
円が収入未済額、それと、固定資産税の滞納繰越分が1億1,200万円に対して、8,
700万円ということですから、この辺の収入状況、通年に比べてどうですかね、比
較して。

道工委員長 澤課長。

澤財政改革部税務課長兼行革推進課長 まず、収入未済額につきましてですけれども、単純に未済
であるからということで、完全に滞納されているというケースではなく、基本的には納税
交渉に当たりまして、分納誓約という形で、税を分けて納税していただくということでお
願ひしている場合につきましても、この収入未済額という形で上がってきております。

ただ、前年比較させていただきますと、昨年と比べますと、個人の現年につきましては、
収入未済額は前年比の12.1%、滞納繰越分につきましては7.1%、それぞれ減とい
う形になっております。固定資産につきましても、収入未済額は前年比でマイナス41%、
滞納繰越分は少し増えておりますけれども、2.8%ということで、金額で比較しますと、
かなりの額というような感じは受けるんですけれども、前年と比較させていただきますと、
未収・未済額分というのは減っておりますので、一定の徴収強化の効果があらわれている
のではないかと考えております。

道工委員長 鍛冶委員。

鍛冶委員 収入のほうも行革で一応、目標を持ってやっておられますので、今後とも、収入が多く
なるように努力をお願いしておきます。

道工委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の9ページ、財政課のところにあります、大阪府市町村振興協会市町村交付
金についてお尋ねをいたします。

これは住民情報システムに充てるための交付金であるという説明を受けていたのかなと

思うんですけれども、それは決算書でいうと、どこに当たるのかというのを教えてほしいと思っていまして、私を書いたメモが「住民情報システム」としか書いていないので、備考のところにその言葉を使っているのが何種類かあるので、何ページのどこに充てていますということを教えていただきたいと思えます。

それから、南海との固定資産税の訴訟のことが過去にありまして、過年度分の精算について昨年度行われたかなと思うんですけれども、一度説明を聞いたような気がするんですけれど、ちょっと記憶が曖昧なので確認をさせていただきます。

収入された金額については、普通地方交付税の中に含んで、この会計上は処理するという事になったんだったのでしょうか。以前、別の項目で単独でこの諸収入の中に上げておられたと思うんですけれど、その後の処理がどうだったかと思って、ちょっと確認をさせていただきます。

道工委員長 相馬副理事。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 先ほどご質問がありました、まず、雑入の大阪府市町村振興協会市町村交付金、宝くじ交付金の件でございます。宝くじ交付金につきましては、いわゆる地方財政法第32条の当選金付証票の発売といった事柄でございます、充当先につきましては、委員おっしゃいますとおり、住民情報システム事業に充当し、特定財源の扱いをしているものでございます。

具体的に、歳出に充当している科目でございますが、決算書の49ページ、50ページにかけて、総務費の目が企画費という項目がございます。その中で50ページの企画地域再生担当の住民情報システム保守委託料、あるいは住民情報システムリース料という科目がございます。その中に充当しているものでございます。

それから、その次の訴訟の件でございます。平成25年度の当初予算におきましては、南海電鉄さんとの訴訟の精算額がまだ、決まっていなかった。したがって、予算編成のやり方といたしましては、一たん、当初予算では諸収入の雑入で組んだといった経緯がございます。

最終的には金額が確定し次第、振替を前提に雑入で予算計上したということでございます。その後、その訴訟の精算額が決定した時点で、補正予算をもちまして、普通地方交付税に振替処理を行ったものでございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 1点目のことでもう一度確認をさせていただくんですけれども、充当先としては、決算書

の50ページの委託料と使用料及び賃借料のところに書かれている、3つと言ったかしら。

ちょっともう一度言ってもらってもいいですか。

道工委員長 相馬副理事。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 委託料と使用料、それぞれ住民情報システムの委託料、あるいはリース料といった項目がございます。その2点に充当しているといったことでございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 委託料のところ、企画地域再生担当のところに似たような項目が2つあるんですけども、この2つともにも充当しているということなのでしょうか。

道工委員長 相馬副理事。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 あくまで住民情報システム事業に充当しているものでございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 そうしますと、節13、委託料の住民情報システム保守委託料というところと、節14の住民情報システムリース料、この2つに充当されているということでよかったですかね。うなずいておられるので理解はしました。

それで、これは先ほど少し質疑させていただきました、マイナンバー制度のかかわりでしょうか。

道工委員長 相馬副理事。

相馬財政改革部副理事兼財政課長 この宝くじ交付金につきましては、従来からそのような処理を行ってきておりましたので、委員おっしゃいますとおり、直接マイナンバー制度とは関係のないものでございます。

道工委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

反保副委員長。

反保副委員長 7ページの一番最上部の地域の元気臨時交付金、これ議会費補助金なんですけれど、これは歳出のほうではどういったところで出てくるものなんですか。

道工委員長 局長。

谷下事務局長 この国庫支出金のうち、議会費補助金に係ります地域の元気臨時交付金につきましては、平成25年、国は日本経済再生に向けた緊急経済対策の実施に伴いまして、地方負担の軽減を図るために、地方負担の約80%を地域の元気臨時交付金として地方に交付す

ることになり、国の経済対策の趣旨に鑑み、予算で計上したものでございます。

議会事務局の内容につきましては、第2委員会質の音響設備システムの不具合解消のため、地域の元気臨時交付金を活用いたしまして、第2委員会室の音響設備、マイク設備等を新しい機種に交換し、この後に歳出のほうでも出てきますけれども、整備費を計上させていただいたということでございます。

道工委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表をあわせてごらんください。

まず、議会費について、決算書の41ページから42ページをごらんください。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、議会費についての質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。決算書の42ページから61ページをごらんください。ただし、48ページの目4、財産管理費の委託料のうち、地籍調査業務委託料、これについては平成26年4月1日付で事務分掌の見直しがあり、事業委員会、49ページの目6、交通安全対策事業費は厚生委員会、それから49ページから51ページの目7、企画費の報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金、補助及び交付金のうち、秘書人事担当分については、平成26年4月1日付で機構改革があり、事業委員会、それから55ページから57ページの項3、戸籍住民基本台帳費は厚生委員会、それから60ページの目1、指定統計費の報酬のうち、統計調査員報酬は事業委員会の所管ですので除きます。

大変ややこしいですが、質疑ございませんか。

奥野委員。

奥野委員 1点だけ、17ページの委託料の中で庁舎耐震診断委託料283万5,000円ですけれども、以前にもこの診断結果を我々にも報告いただいて、大変な診断結果が出たように記憶しておりますが、そして先週にも避難訓練ということで、皆さん避難訓練をしていただきました。実際、これを今後補強するのか、新たに建てかえるとなるとまた大変な費用も要るわけですが、その辺を今後、これから予算も絡んできますが、どのように、これは

町長にも答弁をいただいたほうがいいかなという気がしますけれども、その辺の方向性というの、これから検討するかもしれませんが、どういうお考えなんでしょうか。

田代町長 以前も説明させていただいたと思いますが、公共施設のあり方検討委員会、これを設置、現在しております。その中で、今後どのような優先順位をつけていくかということがまず一つの目安になっているわけですが、委員おっしゃるように、この庁舎については、危機管理上、住民に安心してもらえる情報を的確に伝えるために屋上にそういったシステムを置いています。これらのシステムについて、まず坊の山を整理して、そちらのほうに危機管理の部分、例えばアンテナ基地とか、それとか備蓄倉庫、そういったものを今のところ検討していきたいと思っております。

この庁舎を耐震補強するという事は、非常に不可能な診断が出ておりますので、建て替えが必要かなと思っておりますけれども、まず平成27年度、来年までに各小学校の耐震補強工事を終了する予定で、今、進めております。これを先に進めていくべきと思っております。そうすると、次には、子どもの安全のために保育所と、特に淡輪保育所等の問題、深日保育所もそうですけれども、深日についてはただいま学校側と調整をしておりますので、深日小学校の施設等も検討していきたいと思っておりますけれども、これについては、保護者、関係地域の皆さん、また学校の関係の万全の理解を得た上で取り組みをしていきたいと思っております。

しかし、淡輪保育所、淡輪幼稚園等々については、やはり耐震補強、またそういった耐震化について検討する必要があると思っておりますので、その後、同時には検討していくわけですが、やはり庁舎については、どうしても住民の理解を得るためには、住民のアンケートなりをとらせていただいて、住民の声を的確に捉まえた中で判断してまいりたいと思っております。

道工委員長 奥野委員。

奥野委員 今、町長からの答弁もいただきましたが、小学校の耐震とか保育所の耐震も大事なことなんですけれども、やはり昼間に大きなことが起こってしまうと、我々も含めて、このようにスムーズに避難ができればいいですが、実際どのようになるか、予測できない状況にもなるかと思ったり、職員のやはり生命も守る必要もあろうかと思っておりますので、年次計画もあるんですが、その辺できるだけ速やかにしていただく、当然危機管理上の設備も大事なんでしょうけれども、職員も我々議員も含めて、昼間に起こったら大変な事態にもなるかと思ったり、その辺もできるだけ検討を早くしていただくようお願いし

ます。

道工委員長 田代町長。

田代町長 いろいろとご心配をいただいて、ありがとうございます。このことについては、議長さんをご承知かと思えますけれども、現在、市町村会、または議会議長会で、何とか国のほうでやっぱり補助をつけていただきたいと。建て替えについては町単独ということでもありますので、現在のところ、見通しでは約10億円の金がかかると考えておりますので、何とか国のそういった補助等をつけて、庁舎も同様、耐震補強同様に法律改正をしてほしいという要望活動をしております。その辺も踏まえて、検討してまいりたいと思っております。

道工委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の42ページ、節1報酬の特別顧問報酬にかかわってお尋ねをいたします。予算との乖離がありますけれども、その理由と、それからどんな業務に従事をしていただいたか、またその成果等がありましたら、お示しをいただきたいと思います。

それから、43ページの公共施設のあり方検討委員会の報償費にかかわってお尋ねをいたします。昨年度においては、給食の問題で保育所の給食を給食センターで実施できないかということを中心に、この検討委員会を開かれておられたのかなと思うんですけれども、詳細には全く把握しておりませんので、何回この委員会が開かれたのか、委員構成と、それからその中で話し合われた内容、現時点で何らかの結論や方向性が出ているなら、そういった事柄について、お聞きをしたいと思います。

道工委員長 保井室長。

保井まちづくり戦略室長 特別顧問報酬につきましては、現在2名の特別顧問がおられまして、町政の円滑な運営を図るため、25年度から設置しているものでございます。

予算との乖離につきましては、いろいろ開催したときの状況でございまして、7回開催した実績に基づいて支出したものでございます。内容につきましては、危機管理関係、いわゆる事件があったときの状況を適切に対応するための情報交換なり、また、もう一人につきましては、市民農園、道の駅での近隣の情報の提供をいただいているところでございます。成果につきましては、いずれもそのような道の駅にしても、危機管理体制にしても、十分適切な対応ができたのではないかと。また道の駅に関しましては、市民農園とか、リンクということも含めて、現在いろいろな情報をいただいているところでございまして、

今後も十分な成果はあらわれてくるのではないかなと考えております。

公共施設のあり方につきましては、いわゆる給食調理につきましての検討を行ってきたところでございます。これにつきましては、給食を考える中で、保育所給食のあり方について検討してまいりました。その分で会議を開催してきたわけですが、成果といたしましては慎重に、ともに給食センターと深日保育所の給食室の有効な活用を定めてきたわけですが、慎重に考えていくと。将来的には、先ほど町長も申し上げましたけれども、耐震も含めて、今後の深日保育所のあり方とか、各小学校の空き教室のあり方とか、そういうようなことも含めて、長期的に慎重に住民の皆さん方のご理解とご同意をいただきながら、進めていこうというような形での答申をいただいたところでございます。

回数につきましては、3回開催しております。構成につきましては、和歌山大学の栄養の先生に入らせていただいております。あとは各部長級で構成しているものでございます。

それから保護者代表、PTA、幼稚園、保育所の関係者という形で構成しております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今、公共施設のあり方検討委員会について説明をいただきました。その説明の中で答申をいただいたということをおっしゃいましたので、その答申書をぜひ見せていただきたいと思うんですけども、それは可能でしょうか。

保井まちづくり戦略室長 答申内容につきましては、ホームページで公開しているところがございます。

道工委員長 中原委員、よろしいですか。中原委員。

中原委員 決算書の46ページの節13委託料の企画地域再生担当のところにあります、法律相談弁護士委託料にかかわってお尋ねいたします。これは、財源としては府の補助金38万7,000円を充当しての事業かなとお見受けしているんですけども、相談件数をお聞きしたいと思います。昨年度と一昨年度の相談件数をお示してください。

それから、47ページの財産管理費の中で、節7賃金、臨時職員賃金とありますけれども、予算と支出済み額、不用額とありまして、少し予算と決算に乖離があるのかなとお見受けしましたので、理由がありましたら、お聞きをしておきたいと思っております。

道工委員長 寺田課長。

寺田企画政策担当課長 法律相談の委託料につきまして、説明させていただきます。平成24年度が117件、平成25年度が93件の相談件数がありました。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 賃金の件ですけれども、予算では嘱託職員の賃金、約200万円を計上しておりますが、人事配置等の関係で、嘱託職員の配置がございませんでしたので、200万円ほど減額となっております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 決算書47ページの節13委託料の中でお聞きをしたいと思います。先ほど庁舎の耐震診断にかかわっては質疑があつて、お聞きをしてきたところであります。その関連でもう少しお聞きをしたいんですが、庁舎耐震診断委託料の一つ上、坊の山町有地看板設置業務にかかわってお尋ねをいたします。

先ほど、この庁舎の屋上にありますシステムの移動先として、坊の山が検討されているということでありました。防災倉庫の設置もお考えだということをお聞かせいただきましたけれども、この坊の山町有地看板設置、また耕作の放棄については、今年度進めておられる事業ではありますけれども、その進捗状況をまずお聞きしたいということと。

それから、その後の計画についてももう少し具体的にお聞きをしたいんですが、まず、フェンスを設置されるということですから、フェンスの全長と、それからフェンスで囲む土地の範囲といいますか、面積ですね。それをお聞きをしたいなと思います。

それから、もう一つこの委託料の中に集会所湧水調査業務委託料というのが予算のときには含まれていたように思うんですが、小島の集会所にかかわる予算であったようではありますが、100万円計上されていましたが、ここには、見受けられないので、どこか別のところへ移ったのか、事業内容が何か変わったのか、事情があれば教えてくださいたいと思います。

もう1件、この委託料の範囲の中で、多奈川地区法面对策検討調査業務委託料とありますが、そのことにかかわってもご報告をいただきたいと思います。朝日地区の安全面を考慮した調査が行われていたかと思えますけれども、その調査の結果をお聞きしたいと思います。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 まず1点目、坊の山の看板の設置に関係している状況でございますけれども、まず看板の設置が平成26年3月、坊の山周辺に9カ所設置させていただきました。その内容につきましては、岬町の所有地であること、公有財産の適正管理を図るため、坊の山周辺に管理用フェンスを設置すること、町有地内にある私有物・耕作物などを速やかに撤去してくださいという内容の看板でございます。それを受けまして、平成26年6月7日、説

明会を実施しております。坊の山を3つのエリアに分けまして、1日をかけまして、説明会、その看板を立てた趣旨、今後どうしていくかというところの説明会をさせていただいております。3つの班に分けまして、総勢23名の参加者がございました。その中で、いろいろな要望を受けまして、今、検討しているところでございますけれども、現在は、フェンスを設置するための現地調査を業務委託している状況でございまして、8月末から12月19日までを工期として業務委託しておりまして、フェンスの具体的な設置場所などの確定を行いましたら、また説明会等を開いていきまして、今年度中のフェンスの設置を考えております。

フェンスの範囲でございましてけれども、坊の山周辺を全長、全部考えているんですけれども、やはり不要な部分もございまして、現在約6割程度のフェンスの設置を考えておるところでございまして。

続きまして、小島集会所の当初予算の委託料の件につきましては、小島集会所でまずどういう水が湧いているかというところで、点検口の設置工事及び1階部分の湿気対策のための透水ますの設置で併せてで約63万円の工事費を支出させていただいております。

それから、多奈川地区法面の対策の検討調査業務委託料でございまして、これはご指摘のように、朝日法面でございまして。平成25年度及び26年度の2カ年の調査業務として現在、調査が継続中でございまして。工期が平成25年7月11日から、今年度、平成27年3月25日までという工期で現在実施しております。現在調査中でございまして、調査結果が出ましたら、またご報告させていただきたいと考えております。

道工委員長 中原委員、よろしいですか。中原委員。

中原委員 坊の山のフェンス設置にかかわって、じゃあ今の段階ではあのフェンスの全長とかまでは、まだ見えてこないということでしょうか。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 現在、現地調査をしておりますので、そこで一応全長等、どこにどういようにフェンスを設置しているかということが具体的に決まっていくと考えております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 この件にかかわっては、私の印象ですけれども、少し乱暴な感じがあったかなと感じているんです。耕作をされている方以外の方からも、あの看板は一体何なのって、実は尋ねられたりというようなこともありまして、今後、また関係者にも説明会を行われるということで、丁寧に進めていただきたいと、この場では要望しておきたいと思っております。またあ

わせて、フェンス設置後の有効活用についても、よくお考えをいただきたいなど考えるものであります。

それから、小島集会所のことで確認をさせていただきますが、調査という目的で委託料を設けていたんだけど、もう調査と工事もう同時に発注してしまおうかと。調査しても恐らく工事が必要だということに考えが至ったということになるんでしょうか。工事請負費に変わったんだという説明でしたが、それは48ページの工事請負費にあります集会所改修工事のことを指しておられるのか、確認をしたいと思います。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 委託料の当初予算の執行なんですけれども、水が湧いているのではということで、点検口、ます等を設置して、その状況を確認する必要が生じたので、工事費で支出させていただきました。それで、現在様子を見ているというところでございますので、ご指摘のとおり15万5千円の工事請負費、集会所改修工事の中で対応させていただいているというところです。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今の説明でいきますと、今の前にお答えいただいていたのが、小島の集会所にかかわっては、工事請負費60万円程度とおっしゃっていたので、この集会所改修工事の115万5千500円の中の60万円程度が小島の集会所に使ったんだと理解すればいいのでしょうか。

その集会所改修工事の二つ下に、集会所透水柵設置工事というのがあるので、これ何かなど思ったりしたんですけれども、この二つの集会所の工事にかかわることについて、もう少し説明をいただきたいと思います。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 委員ご指摘のように、工事請負費、集会所改修工事115万5千500円の中の、小島集会所の点検構の取り付け工事が約15万7千000円でございます。それにあわせて、その下の集会所透水柵設置工事、これも小島集会所でございます、47万2千500円、これと合わせまして、約63万円という形になります。よろしくお願ひします。

道工委員長 ほかにございせんか。

田島委員。

田島委員 47ページの財産管理費の中で、11番の需用費の部分で光熱水費が900万円近い部分があるんですけれども、これは恐らく電気代と思うんですけれども、この電気料金とい

うのは、関西電力ばかりではなく、これからは自由化に伴って、そういう電力の供給するのを検討されているのでしょうか。もう関電一本でいかれるんですか、その点ちょっと教えてほしいんですけども。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 現在、関西電力等でこのクーラーの空調機器等踏まえまして、契約しているところでございます。委員ご指摘のように、今後、自由化がどんどん進んできますので、そういうところも踏まえまして、今後、検討して行って、業者の選定に当たっていきたくと考えております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 そういうことで、将来的にそういう検討をしていただけるというご答弁でよろしいですね。

道工委員長 よろしいですか。

今坂総務課長 はい、結構です。

道工委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の52ページの節13委託料にかかわってお尋ねをいたします。啓発資料作成委託料とありまして、これは毎年計上されているものだったかなと思うんですけども、私はこの資料を見たことがないような気がするので、ぜひ入手して、見せていただきたいと思うんですけども、それは可能でしょうか。

それから、その下の人権相談事業委託料にかかわって、これ歳入のところでもお聞きしておりましたが、再度お聞きをしたいと思います。歳入のところでの説明は、訪問を重視するんだということで、家庭訪問の点数が上がったとおっしゃいました。私は、どのように計算がされて、金額が決定されるのか、わかりませんが、その説明を聞きますと、実際に事業を行って、家庭訪問をしたと。それで家庭訪問については、単価が高いといいますが、そういう考え方に変わったんだという意味なのかなと思ったんですけども、私のそんな理解でいいのかどうか、再度お尋ねしたいと思います。

それから、相談件数をお聞きしておきたいと思います。昨年度と一昨年度中の相談件数、延べ数と実数でお答えをいただきたいと思います。

それから、その下の節19負担金、補助及び交付金の中で、人権大学参加負担金とありまして、これは予算の段階では公募するというので、岬町の職員が1名派遣されるとい

う予定だったかなと思うんですが、ここでどなたかというのを聞くのはちょっとまずいのかな。何かどんな内容だったのかなとか、そんなことを聞きたいんですけども、参加された方に直接いろいろお聞かせいただくのが一番わかりやすいのかなと思ったので、どなたかを聞いたらどうなるんでしょう。一度聞いてみます。

道工委員長 中原委員ね、その辺はまた個別に担当とお話をいただくほうがいいと思うんですけども。

中原委員 そうなんですか。ご担当の方、それならそうと言ってください。

道工委員長 とりあえず答弁を先にお願ひします。

阪本副理事。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 まず啓発資料作成委託料の関係の58万8,000円の件ですが、毎年、啓発資料につきまして、これまでミズケープというさまざまなテーマを取り上げて、行ってきました。インターネット上の人権侵害及び地域での居場所づくりとか、高齢者の健康づくりや生涯学習に関するさまざまな事業の活用、なお夫婦や恋人などのドメスティック・バイオレンス、DVですね、について今回特集させていただきました。

中原委員 それは見たから大丈夫ですが。ありがとうございます。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 それと人権相談委託料、まず相談件数なんですけど、25年度相談件数としまして、延べ22件、実件数が19件、24年度延べ件数が32件、実件数が17件でございます。

人権大学、これは25年度の9月5日から26年3月6日まで、26日間、大阪府の人権協会のAIAIおおさかで受講いたしました。人権大学は1人参加しました。

道工委員長 中原委員、よろしいですか。

中原委員 もう一度お聞きしますね。人権相談事業の補助金増額にかかわってお聞きしていた、その家庭訪問の点数が上がったということにかかわって、さっき私の理解の仕方でのいいのかしらと聞いていたんですけども、それはそういう捉え方でいいのか、お聞きをしたいと思ひます。

それから、今、相談件数をお聞かせいただきましたが、昨年度においては、家庭訪問を行ったり、電話訪問も含めるという考え方であったようでありまして、その訪問型による相談はこのうち何件であったのか、確認をさせていただきたいと思ひます。

それから、人権大学については、お一人ご参加ということでありましたけれども、阪本さんが行かれたんですか。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 名前は後でもよろしいでしょうか。個人情報のこともございますので。

中原委員 わかりました。結構です。

道工委員長 その点、理事者、よかったら答えていただいたらいいんですが、後でよろしいですね。後で、じゃあ。

ほかにございませんか。

訪問件数だけ言ってください。阪本福理事。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 25年度としまして、電話による相談が6件ございました。

そのうち実際家庭訪問、その電話の内容によって2件、家庭訪問させていただいたところでございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今、電話が6件あって、そのうち家庭訪問をしてよくお話を聞くことになったというのが2件ということでありましたね。先ほどの算定根拠といたしますか、その考え方の変化によって増額されたことの影響は、この今お答えいただいたことによるものですか。

道工委員長 阪本福理事。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 創意工夫しまして、先ほども答弁させていただいたんですが、相談事業というのは、待っていてもまた相談しにくい方もございます。それで電話で相談、まずかかってきまして、それに対して訪問して、相談を受けるという工夫のポイント制が高まったために、増額になったという形でございます。よろしいでしょうか。

道工委員長 中原委員。

中原委員 この電話を受けた6件というのは、先ほどお答えいただいた相談件数延べ22件、実数19件とお答えいただきましたが、その中に入っているのでしょうか。

それから、訪問件数2件ということでありましたが、これは当然この数の中に入っているんでしょうけれども、数の仕分け方といたしますか、そこを確認させてください。

道工委員長 阪本福理事。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 25年度が先ほど言いましたように、延べ22件、実件数が19件でございます。この22件のうちの来所による分が14件でございます。それで電話による相談件数が6件、それに対して家庭訪問による件数が2件と。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今お聞きしたのは、来所が14件、電話が6件、合わせて20件ですね。その20件

には重なりがあるんですか。実数が19件とおっしゃったんですけれども、ちょっとそこがよくわからないんですけれども、お聞きしていいですか。

道工委員長 阪本福理事。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 延べ22件というのは、結局実件数の19件、同じ方がまた相談に来られるのもございますので、延べの中に入れております。

中原委員 また聞きます。

道工委員長 じゃあ、後でまたひとつよろしくをお願いします。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、総務費についての質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

決算書の71ページから72ページの目9文化センター費をごらんください。

中原委員 委員長、すみません、ありました。

道工委員長 もうすみません。通過しましたので、後ほどよろしくをお願いします。

中原委員 後で討論でいいです。

道工委員長 ございませんか。71、72ページです。ありませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、民生費についての質疑を終わります。

続いて、消防費に入ります。

決算書の105ページから108ページをごらんください。

質疑ございませんか。

田島委員。

田島委員 106ページの16の原材料費の部分で、これは砂代となっているんですけれども、この砂の用途、使途ですね、どのような方法で使うのか。防水用の土のうならば、どのような車で運ぶのか、そういうような段取り、対策はできているんですか、まず。単純な質問ですけれども、まず答弁願いたいと思います。

道工委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 委員おっしゃるように、この原材料費、砂代としまして、総合防災訓練の土のうを積む訓練に使用した砂代であります。約500個の土のうを作成させていただいております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 わかりました。訓練用の砂ということですね。災害対策用の土のうじゃないということ
で。どうも勘違いしておりました。

道工委員長 ほかございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の107ページの泉州南消防組合負担金にかかわってお尋ねをしたいと思います。
昨年度からこの新たな組合が発足したわけですけれども、現在の消防職員数をお聞きして
おきたいと思います。

それから、新しい署所の設置についても、この組合の発足とかかわって前向きに検討す
るということであったかと思えますけれども、その計画はどのように進んでいるのか、お
聞きをしておきたいと思えます。

あわせて、非常備消防についてもお聞きをしておきたいと思えます。現在の消防団員数
を確認させてください。

それから、108ページの地域防災計画改定業務委託料にかかわって、これも今取り組
んでおられるところですが、新しい事業ということになりますので、地域防災計画
の策定の進捗状況についてお聞きをしておきたいと思えます。

道工委員長 川端課長。

川端危機管理担当課長 泉州南広域消防組合の職員数は、平成26年9月1日現在で361名とな
っております。

続きまして、消防団員の団員数ですが、平成26年4月1日付で103名の消防団員数
となっております。

続きまして、地域防災計画の進捗状況等を説明させていただきます。平成26年度で作
成している地域防災計画につきましては、岬町での防災対策の変更に伴う修正点の反映で
ありますとか、大阪府が改定する大阪府地域防災計画との整合性を図りつつ、平成26年
度で3回の防災会議を開催し、その中で岬町の防災計画を策定するというスケジュールと
なっております。

道工委員長 岸本管理監。

岸本危機管理監 泉州南広域消防の署所の件について私のほうから説明させていただきます。この
件について、設立当時から5年以内に新しく署所の整備を図るものとされています。それ
に向けて今年度、今まで2回管理者、副管理者で会議をしています。まだ最終的には決定

に至っておりません。泉州南広域消防としまして、来年の当初予算に向けて、設計等の予算計上を考えていると聞いています。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今、最後にお答えをいただきました新しい署所の設置については、町長もこの件については、非常に努力されたという経過があったかと思えますし、私はこの広域化そのものには、賛成はできませんでしたが、新しい署所については、設置の地域的に見て、住民利益にかなうものとするものでありますから、積極的に議論を進めていただいて、できるだけ早い署所の設置を実現されるように要望しておきたいと思えます。

道工委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、消防費についての質疑を終わります。

お諮りいたします。

時間も12時前でございます。暫時休憩したいと思います、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開は、午後1時から再開をいたします。

(午前11時56 休憩)

(午後 1時00 再開)

道工委員長 休憩前に引き続き、会議を再開したいと思います。

続いて、教育費に入ります。

決算書の108ページから125ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の110ページ、節8報償費のスクールカウンセラー報償費にかかわってお尋ねをしたいと思えます。

私は、このスクールカウンセラーの相談機会の拡充をこれまで求めてきて、今年度においては、機会の拡充が図られたことは確認しておりますが、この昨年度においては、昨年度の予算のときに既に求めていたと思うんですけども、予定どおり昨年度においては、

特段の拡充が図られたということではなかったか、確認をしておきたいと思います。

それから、同じページの19負担金、補助及び交付金の中で、幼稚園就園奨励補助金という項目がありますので、この件にかかわってもお尋ねをしたいと思います。

私立と公立と両方ともにかかわる補助金でありますけれども、今お聞きしたいのは、私立にかかわる問題について、お聞きをしておきたいと思います。

岬町私立幼稚園連合会のほうから、子ども・子育て支援新制度等に関する要望についてという文書が提出されておまして、町に対しても提出をされております。その中で、この新制度移行にかかわって、私立幼稚園に対する就園奨励費補助事業の維持充実を図ってほしいという財源措置に対する要望も書かれておりました。その件について現時点でのお考え等がありましたら、お聞かせをいただきたいと思います。

それから111ページの小学校費、節7賃金のところでお尋ねをいたします。臨時職員賃金を書かれておりますけれども、この賃金の中には、介助員の賃金も入っているということになるのかなと思います。各学校ごとに介助員の数をお聞きしておきたいと思います。

介助員の数については、ここであわせて中学校に配置している介助員の数もお聞きしておきたいと思いますので、お願いします。

道工委員長 山路課長。

山路教育委員会事務局指導課長 昨年度のスクールカウンセラー報償費につきましては、当初予定した範囲で相談業務を実施できました。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 ただいま、ご質問のありました幼稚園奨励補助金の今後の考え方なのですが、現在その制度に基づいて、まだ国が最終的な判断を出していないので、今のところ答えを言うことはできません。

続いて、賃金の介助員の数なのですが、淡輪小学校が平成25年度は9名、深日小学校は4名、多奈川小学校が3名、岬中学校が2名でございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 幼稚園の就園奨励補助金については、国の方針がまだ出ていないということをおっしゃられましたけれども、それは確かに事実そうでありますので、現時点では仕方がないことかなと思うんですけれども、私立幼稚園連合会からの要望についても、真摯に受けとめて努力を図っていただきたいと、この場では求めるにとどめたいと思います。

介助員の数について重ねてお尋ねいたしますが、今お示しいただいた人数というのは、

必要数が満たされていると受けとめていいのかどうか、お聞きをしたいと思います。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 ただいま委員のご質問なのですが、いつも各小学校からそういう介助を要するお子様方の要望が上がってきまして、それについて、判定をしております。それで判定に満たした人間については、必ず判定どおり介助員をつけております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今おっしゃった判定というのは、どういった基準があつて、判定をされているのか、参考までにお聞かせください。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 排せつができるとか、ちょっとすみません、今手元に全ての資料を持っておりませんので、お答えすることができませんが、そういう判定基準がありまして、それでA判定、B判定、C判定がありまして、A判定をクリアする子どもにつきましては、介助を要するというので、介助員の配置をしておるところでございます。

道工委員長 ほかの委員さん。

田島委員。

田島委員 2点ほど確認しておきます。1点目が、予算書の113ページです。備品購入費の中で、スクールバスの購入費630万円。新しいバスを購入ということですね。従来使っていたバスをどのように処分されたのか、この古いバスはいずれに行ったのかという経緯をちょっと教えていただきたいのと。

そして、もう1点ですけれども、これは計算書123ページの保健体育総務費の中で、負担金、補助及び交付金の中で、生涯スポーツ推進事業補助金の中で14万円、スキー教室補助金等々あるんですけれども、この生涯スポーツ推進事業の使い方、依頼先とか、このスポーツの参加人数などがわかれば、教えていただきたいと思うのと。そして、あくまで対象は岬町住民と思うんですけれども、その点もあわせて答弁願いたいと思います。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 今、委員ご質問のスクールバスの購入によって、既存のバスのことなのですが、既存のバスにつきましては、売り払っております。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 今の売り払いの件なんですけれども、平成26年2月に一般競争入札により、バスを売り払っております。

道工委員長 中村所長。

中村教育委員会事務局文化センター所長 生涯スポーツ推進事業補助金につきましては、生涯学習課で毎年やっていますファミリーマラソンの補助金のことです。

道工委員長 いいですか。

ファミリーマラソンの補助金ということです。

田島委員 ファミリーマラソンの補助金を、生涯スポーツの推進事業としてスキー教室のほうに充当しているわけ。

道工委員長 中村所長。

中村教育委員会事務局文化センター所長 そのとおりになります。

田島委員 マラソンとスキー、ちがうことない。

道工委員長 中村所長、今おっしゃっているのは、スキー教室の分を市民マラソンのほうに充当してるってこと。

中村所長。

中村教育委員会事務局文化センター所長 すみません。ちょっと勘違いしておりました。先ほど言いました生涯スポーツ推進事業補助金につきましては、ファミリーマラソン実行委員会のほうに補助金として出させていただいております。訂正申し上げます。すみません。

道工委員長 田島委員。

田島委員 もう一回改めて2点について確認しておきます。バスの売り払いはわかりました。しかし、このスクールバスをどのように処分して、どのようにしたのか。例えば、ゼロ円で処分したのか、それとも入札で幾らかで売り払ったんか、それを聞きたいわけですね。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 売り払いの金額なんですけれども、一般競争入札によりバス1台73万5,000円で売り払いをやっております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 それを聞いたかったわけよ。以前でしたら、結局価値のある車でも廃車手数料乗せて処分していたんだけど、今回は古い物でも73万円で売れたというのであれば、今後そういうやはり廃車すべき物でも付加価値が上がるような、そういう入札制でゼロじゃなしに、プラスという形でとっていただきたいと思います。ここを聞いたかったんです。

あとそのマラソンのほうは、どうもちょっと理解できへんのやけどな、説明区分でこれ負担金及びの部分で、備考欄でスキー教室補助金ってなっているんだけど、マラソンのほ

うにつけといたらええんとちがうかな。これやったらスキー教室補助金、これちょっと理解できへんのやけどね。

道工委員長 中村所長、スキー教室との関係をちょっと言うてくれますか。関係ないんですか。

田島委員 因果関係がないんかな。

道工委員長 中村所長。

中村教育委員会事務局文化センター所長 ファミリーマラソン参加人員は約400名です。

道工委員長 いや、今、参加人員を聞いてないわけよ。スキー教室とどんな関係が、今スキー教室の話が出ましたやろ。スキー教室とどう関係があるのかという質問されていますので。別でしょう。スキー教室はスキー教室で別でしょう。

田島委員 ちょっとマラソン、忘れていただいて。

中田教育次長 先ほどのご質問の件でございますけれども、生涯スポーツ推進事業の補助金とスキー教室の補助金はまず別のものでございます。因果関係はございません。

道工委員長 よろしゅうございますか。

田島委員。

田島委員 実際教室は岬町では雪降らんから、あれやわな。どこで教室開催して、何名がその教室で授業を受けているの。マラソンと違うと思う。スキー。飯盛山、雪降らへんで。どこへ行って、どういうスキーを習って、指導しているのかというその実態がわからへん。人数と、そして。

道工委員長 中村所長。

中村教育委員会事務局文化センター所長 何度も迷惑をおかけします。去年は信州方面で開催したと聞いております。参加人数は、観光バス1台で約30名の参加と聞き及んでいます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 やっぱり信州へ行かんと、雪降らんからね。この辺では雪ないですから、やっぱりスキー教室というのはそちら方面へ行って、それで30人。この30名というのは、町内の方を対象ですか、生涯スポーツ。町内の方には間違いないですな。

道工委員長 中村所長、はっきりと答えてください。

中村教育委員会事務局文化センター所長 町内の方の参加であります。

道工委員長 田島委員。

田島委員 わかりました。バスの件はオーケーとしてね。スキーの件はちょっとまだ僕なりに理解しないけれども、一応信州30名出て、町内の方と、そういう答弁をいただきましたので、

また僕なりに確認したいと思います。結構です。

道工委員長 ほかございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の114ページ、扶助費にかかわってお尋ねいたします。就学援助を受けている児童生徒数を確認したいと思います。小学校、中学校、それぞれ昨年度と一昨年度の数を確認したいと思います。人数と割合。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 平成24年度、昨年は要保護が2名、準要保護が127名、割合が15.9%、これ小学校です。それで平成25年度につきましては、要保護が5名、準要保護が127名、割合については17.2%でございます。中学校につきましては、平成24年度が要保護が4名、準要保護が76名、18.4%の割合でございます。25年度につきましては、要保護が4名、準要保護が74名で、17.8%の割合でございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今、数値をお示しいただきましたけれども、これはいつの時点で何月何日現在とかいう基準があるのでしょうか。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 学校等につきましては、転入転出もございますので、基準日を5月1日と定めて、答弁させていただいております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 5月1日基準日ということでありましたけれども、毎年度就学援助については募集というのか、案内を学校を通じて全家庭に渡るようにという努力はされていることは聞き及んでいるんですが、昨年の所得が確定して、それに基づいて判断する。だから、申込書のもも6月1日でしたよね、たしかね。ということを見ると、5月1日というのは、実態に見合うのかどうなのかなという素朴な疑問があるんですけれども、この5月に一定の数を確認するという事は、実務上結構かと思いますが、その後で変わってくるということはないのでしょうか。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 その件につきましては、十分可能性はあるんですが、学校の児童数を言うその時点で、何人やというのはやっぱり毎月毎月変動がございますので、5

月1日というのが学校基本調査、国の基本調査の規定の日でもございますので、ずっと基準日は5月1日としてお話しさせていただいているところでございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 実態をお聞きしたいと思いますが、事情はわかります。児童数の確認ということで5月1日が基準になるということは、学校においては当然のことですので、母数がそれで確定するというのもあつてのことと思うんですけども、実態としては、その後でまた申し込みがあるというか、そういうことは多いんですか、少ないんですか。事務をされておられて、どうでしょうか。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 やっぱり移動数が少ないものですので、変動数は少ないです。

道工委員長 中原委員。

中原委員 ということは、転入があつたら変化することもあるだろう、転入出ですね。あと新1年生についてもそうですね。新1年生については、はじめての機会になりますから、新1年生が5月1日よりも後で増えてくるということがあるかなという、数としてはそんなに大きな数ではないと思っておいていいですか。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 はい、委員言われたように、そう多い人数ではございません。

道工委員長 中原委員。

中原委員 数についてはわかりました。割合についても理解をいたしました。この就学援助については、過去に基準の見直しが行われて、それから私も繰り返しこの基準をもとに戻すよふにということをして繰り返し求めているわけなんですけれども、恐らくこの昨年度においては、基準の見直しは行われなかったということなのかなと思うんですが、念のため確認したいということと。

それから、担当課においては、基準を少しでも見直すと。過去は生活保護基準の1.2倍という格好で運用しておられて、今は1.0倍ということかと思うんですが、それを例えば、1.1倍とか、少しでも見直していくということはお考えになっておられないのか、お聞きしておきたいと思います。

道工委員長 福井課長。

福井教育委員会事務局学校教育課長 昨年8月に生活保護基準が見直しをされました。平成25年度につきましては、年度当初の基準を変えずに、支給を行いました。また、平成26年度

につきましても、平成26年4月に文科省よりの通知で政府ではできるだけ影響が及ばないようにするためという平成25年2月25日に全閣僚で申し合わせているところから、改めて政府からその方針の通知がありましたので、その内容を適切に判断するようにということです。平成26年度につきましても、方針を変えることなく、支給をしているところでございます。

また、もう1点の1.2倍から1.0倍に縮小しまして、今後の担当課の考え方なんです。が、今後も財政事情も検討しまして、勉強していかなければならないかなとは考えているところでございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 財政事情のこともおありかと思えますけれども、就学援助を受けている世帯の割合でいいますと、全体としては上がっていていると見るべきだと思うんですね。ちょっと中学校においては、昨年度少し割合が下がっているということでもありますけれども、これが下がっていくことになるのかどうか、小学校の増加のぐあいを見ますと、小学生がそのまま中学校に上がってくるということを考えると、もちろん世帯の所得については状況が変わっていくことですが、できれば就学援助を受けなくても済むといえますか、そういう安定した所得状況になるのが望ましいわけですが、小学校の就学援助を受けている世帯の割合を見ると、徐々に増えていっているところから、これは必要な世帯が増えているということだろうと思うんですね。ですから、そこに対して、やはり必要な手だてを打つべきだと思います。

加えて申し上げますと、ご存じだと思いますけれども、この就学援助には、今、岬町が行っているほかのことですね、PTA会費だとか、クラブ活動費だとか、そういうものも就学援助として加算しようという通知が過去に文部科学省からあったわけで、岬町については、その措置も行われていないと。これは残念ながら全国的にも非常に少ないんですけども、まだまだ広がっていないということはありますけれども、そういう通知もあったわけですから、そのことも含めてぜひ前向きにご検討をいただきたいと要望しておきたいと思えます。

道工委員長 要望ということでよろしく願いしておきます。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、教育費について質疑を終わります。

続いて、公債費に入ります。

決算書の126ページから127ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、公債費についての質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。

決算書の127ページから128ページをごらんください。

ただし、128ページの目4海釣り公園管理基金費は、他の委員会の所管ですので、除きます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、諸支出金についての質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。

決算書の128ページをごらんください。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、予備費についての質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出についての質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員 はい。

道工委員長 中原委員、賛成ですか、反対ですか。

中原委員 難しいです。けど反対しときます。

道工委員長 では、反対討論どうぞ。

中原委員 全面的な討論については、本会議最終日で述べたいと思いますが、本委員会に付託された決算審査においては、先ほどまでお聞きいたしましたとおり、一つは就学援助の問題であります。繰り返し拡充を求めていますけれども、なかなか実現されないという結果に至っておりますので、賛同しかねる一つの理由とさせていただきます。

それから、相談事業について、ここで申し上げておきたいと思うんですが、先ほど質疑のところ、法律相談と人権相談の件数等についてお聞かせをいただきました。昨年度に

おきましては、単純な計算でありますけれども、必要な事業費と件数との関係で、1件当たりの事業費を算出した場合に、法律相談については1件当たり8,223円余り、人権相談については9万9,409円余りという格好になりまして、これは過去からこのアンバランスについての是正を求めてきたものでありますけれども、その点について、解消が図られていないということも賛同できない理由として申し上げておきたいと思えます。

しかしながら、もう一方で、防災に関しては津波ハザードマップの作成と配布も行われたところでありまして、小学校の耐震化事業も計画的に進められ、介助員については、判定に基づいて配置をされていると。こういった事柄については、町独自の努力も感じているところであることもあわせて申し上げておきたいと思えます。

道工委員長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第53号「平成25年度岬町一般会計決算認定の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

道工委員長 挙手多数であります。

よって、議案第53号のうち本委員会に付託された案件は、認定されました。

議案第54号「平成25年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、決算書の130ページから136ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の133ページで、償還に基づいて貸付元利収入が記載されております。償還の状況についてお尋ねをしたいと思います。本会計については、この決算認定において、会計を閉じるということもありますので、そうでしたね、たしか。だったと思うんですけども、それもありますので、特別会計として最後の状況を確認させていただきたいと思

ます。

昨年においては、償還が残っている人数としては、2人と聞いていたのかなと、償還の見込みがある人が2人という意味だったかもわかりませんが、お二人の方とおっしゃっておられて、それでお一人については、昨年の11月に完納の予定だと、そういう計画で償還を進めていただいているとお聞きしていたところでもあります。それが計画的になされたのかどうかということと。

もうお一方については、少し生活状況が困難なところがあるということで、丁寧な対応をされているようでもありますけれども、その進捗状況も確認をさせていただきたいと思えます。

道工委員長 阪本副理事。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 委員さんの言われたとおり、新築資金で2件、2名の方ですね、25年度で残っておりました。それで収入としまして、76万1,676円。これが収入として貸付元利収入として、償還いたしました。

道工委員長 総務部長。

古谷総務部長 ご指摘のとおり、昨年度2名の未償還者があったということなんですけれども、1人は完納されましたので、現在1人残っている状態でございます。経済的な事情等いろいろありまして、事情も酌んで対応させていただいているところでございますが、現在のところ、毎月4万4,919円という金額でございますが、順調に償還を続けていただいているというところでございます。

道工委員長 中原委員。

中原委員 今、お一方が完納されたということでありまして、貸付元利収入に書かれている76万1,676円とおっしゃいましたが、これはお一方のみの償還金と考えていいのですか。

道工委員長 阪本副理事。

阪本総務部副理事兼人権推進課長 どちらも住宅新築資金の貸し付けでありまして、1件が11月に完納ということで、合計22万2,648円でございます。もうお一方、残っている方に対しては、53万9,028円でございます。合計76万1,676円という形になっております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 この会計については閉じて、引き続き償還については、人権推進課が責任を持って徴収をされるということを以前からお聞きもしておりますし、残るお一方についても、丁寧な

相談を通じて分納していただいていると受けとめておりますので、今後も引き続き努力を求めておきたいと思います。

道工委員長 ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございますか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第54号「平成25年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第54号は、本委員会において認定されました。

議案第61号「平成25年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」から、議案第63号「平成25年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」までの3件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 それでは、議案第61号から議案第63号の3件について、一括議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

道工委員長 決算書の230ページから255ページをごらんください。

質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 決算書の235ページ、淡輪財産区の日2維持管理費、節8報償費についてお尋ねをいたします。

不用額として、16万8,000円計上されているわけですが、もともとは山林巡視時報酬費ということで設けられていたようであります。これは、山林の巡視が必要な

かったということになるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 報償費でございますけれども、巡視経費につきましては、作業時に合わせて巡視を実施しているため、この報償費自身の支出がゼロという形になっております。

道工委員長 中原委員。

中原委員 深日とか多奈川については、同じような経費が記載されていたのかなと思うんですが、やはり淡輪はそうしますと、地理的に別の巡視というか、別の作業をしながら山林の巡視もできるけれども、ほかの地域はそれが難しいということなのか、淡輪財産区の管理会の委員さんのご協力によるものなのかなとも思ったりもして、なかなかこの管理会の委員さんにご苦労されていることも多いと思いましたので、そういうご協力によるものなのかなとふと勝手に想像したんですが、事実はいかがでしょう。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 やはり地域の実情がございますので、同時にできるところにつきましては、経費削減のために、こういうように作業時に巡視もあわせてやっていると聞き及んでおります。

道工委員長 よろしいですか。

中原委員 はい。

道工委員長 田島委員。

田島委員 私の場合、深日の財産区の部分をちょっと確認したいと思います。244ページの部分で、維持管理費で、これちょっとわからぬので、賃金の部分で栗林草刈り等作業人夫代と、不用額が36万9,000円となっている。この栗林というのは、何のためにつくって、現在、栗林はどのように活用されているのか、それと広さはどのぐらいの広さか、まずそれからちょっと説明をお願いしたいと思います。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 ちょっと広さまでは資料が手元にございませぬので、現在わかりませぬけれども、栗林自身、整備を行いまして、栗の収穫時期になれば、近くの深日小学校の子どもたちを招待して、栗拾い等で活用していただいていると聞き及んでいます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 それは毎年恒例でその深日小の学年別、全校生徒がその栗の収穫を事実行っているんですかな。どのぐらいの量を収穫していますか。

道工委員長 今坂課長。

今坂総務課長 学年につきましては、小学三、四年生を対象に、たくさんの量ではないんですけども、少し栗拾い、実感できるぐらいの量を収穫していただいて帰っていると聞き及んでいます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 別に小学生の楽しみを僕はするなどは言うてるのと違うんですけどもね。ただ、それだけ投資して、それだけのメリットがあって、それだけのやりがいのある事業かということですね。なぜかを見ると、草刈りなんかの賃金代が結構大きいですよ。今回は200万円、そして支出額が160万円ちょっと。それで不用額が36万9,000円出ているんですけども、この栗の木というのはかなり古いですわな。桃栗三年柿八年というけれども、僕の知っている限りでは、この栗林はかなりもう古くて、伐採もしてね、整理している場所と思うんです。僕の記憶が間違いでなかったら。これにこれだけのお金かけて、草刈りの人夫っていうのは、どの方がやっているのですか。管理人さんがやっているんですかね。

道工委員長 今坂課長。

今坂課長。

今坂総務課長 実際作業をしていただいているのは、委員さん7名で実際実施していただいております。あと栗林だけじゃなくて、あとショウブ園周辺、林道の整備等を実施していただいております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 ショウブ園は最近、その池のふちに植えたのは確認をしています。私も山が好きで、あっちこっち行っているんですけども、ちょっと栗林の件については、よく現場を確認して、また検討していただきたいと思います。

それとこの前も指摘しているんですけども、車両の借り上げ料ね、今回不用額が2万1,000円出ているんですけども、この借り上げっていうのは余り好ましくないよと。前回も私、要望なり指摘しているんですけども、余りそのできれば公用車で行ってもらおうとか、そういうことをお願いするんですけども、どうしてもその個人的な車で借り上げて走ってもらうのはいいんですけども、万が一不測の事故とか、いろんな部分起きた場合、対応をどのように考えているのか。

先ほど僕、ちょっと所管は違うんですけども、消防の部分で土のうを運ぶ車両の部分についてもちょっとお聞きしたら、訓練用のためと言うけれども、ちょっと聞きそびれた

んですけども、これも団員さんの車を使わせていただいて運んでいるというように聞き及んでいるのでね、やっぱりできたら個人の車を余り使わないように、訓練にしても、今回のこの借上げにしても、どうですか、もう財産区の巡視する場合の車の部分については、公用車で賄うという方法は、ちょっと無理ですか。個人の車を借上げたほうがよろしいのか、いかがなものでしょうかね。

道工委員長 総務部長。

古谷総務部長 そもそも財産区なるものは、地方自治法の規定によって、もともとその規定をもって設置されているところでございます。自治法の規定をちょっと改めて確認しておきたいんですけども、296条の3でございます。中身をちょっと飛ばしますけれども、「市町村長は、財産区の財産また公の施設の管理及び処分または廃止で重要なものについては、財産区管理会の同意を得なければならない」という規定をされております。また、同条第3項では、「財産区管理会は、当該財産区の事務の処理について監査することができる」と規定されておる。財産区の管理者は、3財産区、岬町長でございますので、岬町長が本来行う管理処分あるいは廃止、あるいは事務の処理ということについて、同意をすとか、監査をするというのが、本来の地方自治法の規定かなというように考えられるところでございます。

ただ、ご承知のとおり、岬町の財産区の各管理会の皆さん、非常に熱心でございまして、財産の維持管理についても、あるいは補修についても管理会委員さんみずから現場へ行って、作業するんやという伝統的な活動の形になってきております。

先ほどのご質問にもありましてように、例えば、作業についても委託ということもあるんですけども、選択肢としては当然あるんですけども、各管理会の委員さんともみずから汗を流してやっていくということで、現在まで来ております。また、今ご質問いただいたその作業用の車両についても、これも我々だけが考えますと、例えば車両を購入すとか、あるいはレンタルすとか、いろいろ方策はあるかなと思うんですけども、現在のところまでご承知のような形で来ているなというところでございます。

一方、車両の購入ということになりますと、委員さんの7人の活動に資するというのであれば、軽トラックでいえば1財産区が動けば、やっぱり3台ぐらい要るのかなと。財産区の会計から支出して、車両購入する、あるいは整備するとしても、数台の車両が要って、効果効率はどうなかと、その辺また日常的にそういう車両がうまく運用できるのかというようなことも検討しないといけないなと思っています。

委員ご指摘のとおり、この件、全く正常な形ではとは言い切れない面がございまして、いろいろな面もあるなというように思っています。今後の財産区管理会の活動なり、この財産の維持管理、また活用方策の活動については、管理会の皆様ともご相談させていただいて、見直すべきところは見直すと、あるいは検討するというところで進めてまいりたいと考えているところでございます。

道工委員長 田島委員。

田島委員 何も管理会のことについては、一生懸命やってないやないかというような指摘じゃないんですよ。やっぱり一生懸命やってもらう以上には、やはり効率的な部分については、町として提供すると。そして最悪事故等の予測もしていただいて、事故が起きた場合はどう対応するかということも、それを心配して言っているわけであって、管理委員さん、毎日その財産区の山へ巡視に行くんじゃないかと、年間どうですか、年間何回巡視に行って、管理に行っているのか、その点も私どもとしては見えてこないんですわ。わかっておたらちょっと教えてほしいんですけれども、この7名の方、字、字にあるんですけれども、深日地区の場合は何名の方が、年間何回山へ入っているのか、その点ちょっと教えてほしいんですけれどもね。

今坂総務課長 作業は月平均2回から3回程度ということになっております。1年間で延べ人数が183名、月平均約16人ぐらいという形の実績として残っております。

道工委員長 田島委員。

田島委員 できれば字に財産区があるんですから、車等については、別にその日にちをずらして、その車でローテーションを組んで使いはったら、公用車で行けるということも考えられますので、個人的な借り上げというのは、極力避けていただきたいと、これはもう要望としておきます。また、次の機会になったら、指摘もしたいと思います。結構です。

道工委員長 要望でございますので、対処方よろしく願いしておきます。

ほかございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、3件についての質疑を終わります。

続いて、議案第61号「平成25年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第61号「平成25年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第61号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第62号「平成25年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第62号「平成25年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第62号は、本委員会において認定されました。

続いて、議案第63号「平成25年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

道工委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第63号「平成25年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

道工委員長 満場一致であります。

よって、議案第63号は、本委員会において認定されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案7件については、全て議了いたしました。

本日の審査経過並び結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

これで、総務文教委員会を閉会します。

ご苦労さんでございました。

(午後 1時51分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成26年 9月10日

岬町議会

委 員 長 道 工 晴 久